

## 1. 顧客本位の業務運営の推進

### 「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」のフォローアップ

「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を策定し、会員各社に共通する対応や留意点、参考となる取組例を提示するとともに、各社の取組状況などのフォローアップを継続実施しています。

2025年度は、不適正事象の多様化などを踏まえ、詐取事案届出件数の変化や要因・評価、重大事案の発生・対応状況などを新たに確認しました。

その中で確認された、「企業文化や課題等に関する調査の実施および不適正事象発生の真因につながるギャップ分析」、「AIを活用した該当職員の状況把握による未然防止」などの新たな取組みを反映したうえで、2026年4月に、「着眼点」の更新を行いました。

併せて、営業職員チャネルを有する会員各社を対象とした代表者意見交換会を開催し、引き続き不断の努力を続けていく必要があるとの課題認識を踏まえ、「着眼点」に基づき自社の態勢・取組みについて改めて深度ある点検を実施すること、および、代表者がリーダーシップを発揮して「着眼点」を踏まえた態勢整備に不断に取り組むことを申し合わせました。

また、不適正事象の根絶に向けたお客さま向けの注意喚起の取組みとして、保険会社が通常取らない行為について注意喚起するチラシ・ポスターを作成するとともに、Web広告を実施しています。

### 代理店チャネルにおける乗合代理店の適正な保険販売に関する取組み

2025年8月に「保険会社向けの総合的な監督指針」が改正され、「保険代理店等に対する過度な便宜供与の防止」、「保険代理店等に対する不適切な出向の防止」に関する具体的な措置などが定められたことを踏まえ、同年9月に、「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」を新設するとともに、「保険募集人の体制

整備に関するガイドライン」を改正しました。

また、本ガイドラインの実効性を確保し、保険契約者などの利益保護と保険事業の健全な発展に資することを目的として、2026年4月に「生命保険代理店に対する便宜供与・出向に係る通報窓口」を設置しました。

加えて、当協会にて実施している「代理店業務品質評価運営」につき、監督指針改正内容も踏まえ、運営の実効性をより高める観点から、評価基準や評価方法について見直しを実施しました。

さらに、「保険業法の一部を改正する法律」の施行（同年6月1日）に向け、会員各社が態勢整備を行う際の参考の用に供するため、同年5月に「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」を改正した他、特定大規模乗合生命保険募集人(いわゆる大規模乗合代理店)に新たに設置が求められる法令等遵守責任者および統括責任者の能力を証するための資格試験を創設し、同年6月より運用開始しました。

生命保険代理店に対する便宜供与・出向に係る通報窓口

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/tsuhou/>



### 外貨建保険に関する自主ガイドラインの改正を踏まえた取組み

金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を踏まえた当協会の取組みを強化すべく、2025年7月に「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」を改正し、想定顧客への販売状況の検証や、検証結果の販売会社あて提供・対話に関する事項などを追記しました。また、会員各社において本ガイドラインの改正などを踏まえた取組みが速やかに浸透・定着することを企図し、会員各社の取組状況を確認するためのアンケートを実施しました。

加えて、販売会社と生命保険会社の双方で実効的な取組みを進めることが重要であるとの認識のもと、関連団体とも意見交換を実施しました。

## 2. 持続可能な社会とよりよい未来への貢献

### Well-beingにかかる業界の貢献のあり方を考え、発信する取組み

全ての人の幸福度の向上と持続可能で豊かな社会の実現に向け、「Well-being シンポジウム～未来を創る“豊かさ”と安心のかたち～」を開催しました。

シンポジウムでは、未来を支える将来世代やWell-being分野の専門家、先進的な取組みを行っている企業の関係者を招き、多面的なアプローチを行いました。本シンポジウムを通じて、生命保険業界がこれまで担ってきた役割や取組みについて広く発信しました。



Well-being シンポジウムの開催について

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/sdgs/well-being/>



### 女性の更なる活躍推進に向けた取組み

生命保険業界における女性の更なる活躍推進に向けた取組みとして、会員各社とその職員を対象とした調査を実施し、その結果を取りまとめ「アンコンシャス・バイアス調査報告書」および「仕事と介護の両立に関する調査報告書」を作成しました。また、会員各社の管理職候補の女性職員を主な対象とした講演会・ネットワーキングイベント「つながり、学び、ひらく未来－女性リーダーキャリアセッション－」を開催しました。



講演会・ネットワーキングイベントの開催結果報告

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/activity/women/#2026SR>



## 3. 業界の健全な発展に資する情報発信

### 生命保険募集人の呼称の公募に関する取組み

「生命保険募集人」の社会的役割や魅力をよりわかりやすく、かつ未来志向な職業を想起できるような親しみやすい新たな呼称の公募を実施し、9,191作品が集まりました。

応募作品の中から大賞作品を選考するにあたり、外部の有識者などからなる最終審査委員会を開催しました。選考の結果、「生命保険」の提供という役割の「明確性」および生命保険募集人の役割や印象を造語で表現する“独創性”をいずれも実現するとの観点から、2点を大賞作品として決定し、これらを合わせた『生保ナビゲーター“ソナエルジュ”』を新たな呼称としました。



生命保険募集人の呼称公募に関する取組みの結果発表

はこちら

<https://koubo.jp/lp/kosho-boshu-result>



### 社会貢献活動をより身近なものに感じていただくための情報発信に関する取組み

社会的責任を果たすための様々な社会貢献活動に取り組み、ホームページなどを通じて発信しています。会員各社においても、多岐にわたる社会貢献活動を展開し各種媒体で情報発信が行われていますが、これまで当協会として、会員各社の取組みを網羅的に紹介する媒体がなかったことから、生命保険業界全体における社会貢献に対する取組みを広く紹介するためのWebページをホームページに新設しました。本Webページでは、会員各社の取組みを一覧で把握できるようにするとともに、テーマ別および活動別に分類することで、関心に依りて情報を閲覧できる構成としています。

会員各社の社会貢献に対する取組み

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/member/contribution/>



### ライフステージに応じた保険教育

生涯にわたって経済的に自立した豊かな生活を送るためには、ライフプランを描き、自身のニーズに合う金融商品・サービスを適切に選択できるよう、金融リテラシーの向上に取り組むことが重要です。当協会では、幅広い年代の方が生命保険や生活設計に関する理解を深める機会を提供するため、「全世代対応型パッケージ」を構築し、リスクに対する自助努力の重要性を学ぶ機会の提供に取り組んでいます。

2025年度は、ライフプランの考え方や社会保障制度の仕組みなどを学べる「金融・保険に関する学習情報サイト」に掲載しているコンテンツをSNSでも紹介するなど、保険分野における金融リテラシー向上に取り組まれました。

金融・保険に関する学習情報サイト

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/edu/>



### 昭和100年を契機とした生命保険業界の歩みの整理と発信に関する取組み

昭和100年の節目を迎えるにあたり、政府が推進する「昭和100年」関連施策に当業界としても協力すべく、「昭和時代の生命保険事業について」をテーマとした資料を取りまとめました。本資料では、昭和という激動の時代において、生命保険業界がどのように発展し、国民生活や経済社会を支えてきたのかについて、社会の出来事と併せて振り返っています。

また、年表形式による業界の歩みの整理に加え、戦後の保険業法改正による契約者保護の確立、財政投融资を通じたインフラ整備への貢献、生活の変化に応じた保険商品の進化などを通じて、生命保険事業が果たしてきた社会的役割を多角的に紹介しました。



昭和100年関連施策「昭和時代の生命保険事業について」

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/billboard/showa100/>



## 「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」の改訂

当協会では、法令に基づく開示項目に、自主的に開示すべきと判断した項目を加えた業界統一のディスクロージャー開示基準を定め、毎年見直すことで、情報開示の充実を図っています。経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR規制）が導入されるなど、情報開示を取り巻く環境の変化を踏まえ、生命保険会社のディスクロージャー誌の内容をわかりやすく解説した冊子「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」の改訂を行いました（2026年6月）。



生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻

はこちら

<https://www.seiho.or.jp/data/publication/tora/>



## 4. その他

### 税制改正に関する要望

国民の多様な生活保障の準備を税制面から支援するため、当協会はこれまで生命保険料控除制度の拡充を要望してきました。特に子育て世帯に対する生命保険料控除制度の拡充を要望した結果、2025年には、子育て世帯（23歳未満の扶養親族を有する場合）に対して、2026年分の所得税について一般生命保険料控除（遺族保障）の適用限度額を4万円から6万円に拡充する特例措置を設ける法改正が実現しました。本特例措置は1年間の時限措置であったため、本特例措置を恒久化するよう要望した結果、2026年に適用期限を1年延長する法改正が実現しました。